出資証券ペーパーレス化(電子化)に関するQ&A

成田市農業協同組合

Q1. なぜ、出資証券をペーパーレスにするのですか?

A1. 出資証券は、貯金通帳や証書と異なり、日常的に使用することはありません。 また、長期にわたって保管しなければならないため相続、譲渡、名義変更等の手続きの際、出 資証券紛失のお申し出を受けることがございます。出資証券をペーパーレス化とすることで、 その際の手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすこととなります。

Q2. ペーパーレス化された後、残高の確認はどのようにすればいいですか?

A 2. 組合員の皆様からお預かりした出資金の管理は、組合員名簿により電子的に一元管理いたします。今後につきましては、毎年ご案内(郵送等)の「出資配当金お支払のご案内」で出資金 残高をご確認いただくこととなります。

Q3. 今、手元に持っている出資証券はどうすればいいですか?

A3. 現在お持ちの出資証券は、ご加入時に出資金をお預かりしました証として発行してまいりました。しかしながら、今回の出資証券のペーパーレス化に伴い、組合員の皆様には出資証券の保管の必要も、当組合へご返却いただく必要もございません。組合員の皆様からお預かりしております出資金ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりはございませんので、ご安心ください。

Q4. 氏名・住所が変わったときはどうすればいいですか?

A 4. ご本人様を確認できる書類(運転免許証など)と貯金のお届け印鑑、貯金通帳をお持ちの上、お取引いただいている支所の窓口へお越しください。変更内容により組合所定の手続きを取らせていただきます。

Q 5. 将来の譲渡・相続などの手続きの際には、何をもっていけばよいですか?

A 5. 譲渡の場合は、ご本人様を確認できる書類とご印鑑を、相続の場合は前述の書類、印鑑に加え、相続に必要な書類等があり、さまざまなケースがございますので、お取引いただいている支所へお問い合わせください。

Q6. 新たに出資し組合員になったときは、「出資証券」に代わるものはありますか?

A 6. 新たに当組合の組合員となっていただいた際(譲受、相続を含む)には、これまでの「出資証券」に代わり「組合員資格承諾書」をお渡しします。

Q7. 配当金はでますか?

A 7. 法令等に基づき当組合の業績等を考慮し、年度ごとの配当の可否・配当対象・配当率が総代会で決定されます。